

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
病気入院保障	<p>契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を直接の原因として共済期間中に入院された場合、その共済期間中の入院について病気入院共済金をお支払いします。</p> <p>△ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●病気による通院は保障の対象ではありません。 ●異なる病気により入院期間が重複する場合は、その期間については重複して共済金をお支払いしません。 ●病気による入院期間と事故による入院期間が重複する場合は、重複して共済金をお支払いしません。 	<p>病気入院保障共済金額に入院日数を乗じて病気入院保障共済金をお支払いします。</p> <p>※入院日数は、入院した日から医師が認定した退院日までとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●病気入院共済金の支払は1事由の病気につき200日限度ですが、同一事由による入院が限度日数を超過する場合、限度日数の翌日から起算して160日を超過した後の入院については、新たに200日を限度とする病気入院保障共済金をお支払いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●共済期間外の入院 ●契約のお申込み時に発病していた病気、告知を行っていた病気による入院(新規契約申込み後1年を経過したものを除く) ●契約者の故意 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰、背痛で他覚症状のないもの ●健康保険の療養の給付、または療養費の対象とならない入院
病気後遺障害保障	<p>契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を直接の原因として共済期間中に後遺障害が生じた場合、病気重度後遺障害共済金をお支払いします。</p> <p>△ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約時にすでに後遺障害の状態にあった被共済者が、共済期間中に同一部位に加重して障害を負った場合は、所定の金額を後遺障害共済金より差し引いてお支払いします。 	<p>短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障害等等級別支払割合表」の1級から3級の後遺障害が生じた場合は、その等級に応じて「病気重度後遺障害保障共済金額」の100%から90%をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●共済期間外に生じた病気重度後遺障害 ●契約のお申込み時に発病していた病気・告知を行っていた病気による後遺障害(新規契約申込み後1年を経過したものを除く) ●契約者の故意 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘
事故入院保障	<p>契約のお申込み日の翌日以降、かつ共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因としてケガをし、事故の日から180日以内に入院された場合は、共済期間中の入院に対して、事故入院共済金をお支払いします。</p> <p>△ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●異なる事故により入院期間が重複する場合は、その期間については重複して共済金をお支払いしません。 ●病気による入院期間と事故による入院期間が重複する場合は、重複して共済金をお支払いしません。 	<p>事故入院保障共済金額に入院日数を乗じて事故入院保障共済金をお支払いします。</p> <p>※入院日数は、入院した日から医師が認定した退院日までとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事故入院共済金の支払は、1事由の事故につき事故日から180日以内の入院開始に対し200日限度ですが、退院後160日以内に同一事由による再入院を開始したときは1事由の入院と見なし通算して200日を限度とします。 ●再入院の退院後160日以内に同一事由による再々入院を開始したときも1事由の入院と見なし通算して200日を限度とします。 ●事故日から360日を経過し、かつ事故入院支払限度日数200日を超えての入院については、病気入院と見なし新たに200日を限度とする入院保障共済金をお支払いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●共済期間外に発生した不慮の事故(*)による入院 ●契約者の故意 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘 ●無免許・無資格運転、酒気帯びもしくは薬物依存等による運転、最高速度違反、信号無視、遮断中踏切立入により生じたもの ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰、背痛で他覚症状のないもの ●健康保険の療養の給付、または療養費の対象とならない入院
事故通院保障	<p>契約のお申込み日の翌日以降、かつ共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因としてケガをし、事故の日から180日以内に入院または通院を開始され、通院のみの日数または入院と通院の合計日数が5日以上になった場合は、事故の日から360日以内の通院について、1日目を事故通院共済金をお支払いします。</p> <p>△ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●固定具を用いる治療は、入院期間を除く固定期間2日を通院1日と算定します。 ●脱臼・骨折・打撲・捻挫に限り柔道整復師の施術を通院と認めます。 ●医師の指示がある場合に限り鍼灸師等の施術を通院と認めます。 	<p>事故通院保障共済金額に通院日数を乗じて事故通院保障共済金をお支払いします。</p> <p>ただし、同一事由かつ1回の事故について90日を限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通院日数は、平常の生活または業務に支障がない程度に治ったときまでとします。 ●同一日に複数回の通院があっても通院日数は1日です。 ●限度日数90日には固定具算定日数を含まず。 	<ul style="list-style-type: none"> ●前項の事故入院保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。 ●入院期間中の通院および固定具の使用については、事故通院共済金をお支払いしません。
事故後遺障害保障	<p>契約のお申込み日の翌日以降、かつ共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因としてケガをし、事故の日から360日以内に後遺障害が生じた場合は、事故後遺障害共済金をお支払いします。</p> <p>△ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事故の日から360日を超えてもなお治療が必要な場合には、事故の日から361日目における医師の診断により後遺障害の程度を認定して、事故後遺障害共済金をお支払いします。 	<p>短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障害等等級別割合支払表」の1級から14級の後遺障害が生じた場合は、その等級に応じて「事故後遺障害保障共済金額」の100%から2%をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●共済期間外に発生した不慮の事故(*)による後遺障害 ●契約者の故意 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘 ●無免許・無資格運転、酒気帯び若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、信号無視、遮断中踏切立入により生じたもの
手術保障	<p>病気入院共済金および事故入院共済金のお支払いの対象となる入院期間中に、その入院の原因となった病気やケガの治療を目的として、全国大学生協共済生活協同組合連合会が「手術一覧表」に定める手術を受けた場合は、手術共済金をお支払いします。なお、通院による手術であっても、お支払いできる場合もあります。</p>	<p>手術1回につき、手術保障共済金額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次の場合は複数の手術を受けたときでも、1つの手術とみなします。 ①1回の手術が「手術一覧表」のうえで複数の項目に該当する場合 ②同日に施行された手術 	<ul style="list-style-type: none"> ●短期生命共済事業規約に定める別表第3「手術一覧表」以外の手術(具体例:検査、視力回復術、傷口の縫合、抜歯、プレート除去等) ●病気入院共済金および事故入院共済金をお支払いしない入院期間中に行った手術 ●支払対象入院期間中に行った手術であっても、病気やケガの治療を直接の目的としない手術
本人の死亡保障	<p>契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を直接の原因として共済期間中に亡くなった場合、または共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因として、事故の日から360日以内に亡くなった場合は、死亡共済金をお支払いします。</p> <p>△ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一の事故または病気によりすでに後遺障害共済金のお支払いがされている場合は、死亡保障共済金額から、すでにお支払いした後遺障害共済金を差し引いた額を死亡共済金としてお支払いします。 	<p>死亡保障共済金額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●病気や不慮の事故(*)以外の原因(自殺の場合)により共済期間中に亡くなった場合、死亡共済金の2分の1の金額をお支払いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●契約のお申込み時に発病していた病気・告知を行っていた病気により亡くなった場合(新規契約申込み後1年を経過したものを除く) ●契約者の故意 ●共済金受取人の故意、重大な過失 ●被共済者の犯罪行為、私闘 ●無免許・無資格運転、酒気帯び若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、信号無視、遮断中踏切立入により生じたもの
父母扶養者死亡保障	<p>父母(配偶者の父母を除きます。)または扶養者が共済期間中に亡くなった場合は、1名ごとに父母扶養者死亡共済金をお支払いします。</p>	<p>該当者1名につき父母扶養者死亡特約共済金額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●共済期間外の父母、扶養者の死亡 ●被共済者の故意、重大な過失 ●共済金受取人の故意、重大な過失 ●契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
扶養者事故死亡保障	<p>あらかじめ登録された扶養者(以下、扶養者といいますが、)が、契約のお申込み日の翌日以降かつ共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因として、事故の日から360日以内に亡くなった場合は、毎月、扶養者事故死亡共済金をお支払いします。</p> <p>△ご注意 下記の場合は保障の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不慮の事故(*)以外の原因により扶養者が亡くなった場合 ●病気により扶養者が亡くなった場合 	<p>不慮の事故発生時に有効な共済契約によるお支払い対象期間終了まで、毎月、扶養者事故死亡特約共済金額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●共済期間外に発生した不慮の事故(*)により扶養者が亡くなった場合 ●契約者、被共済者の故意 ●扶養者の故意、重大な過失、自殺行為、私闘 ●共済金受取人の故意、重大な過失 ●契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為

保障のあらし 火災共済

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
借家人賠償責任保障	<p>共済期間中に火災、破裂・爆発または給排水設備等からの水もれを起し、借戸室が壊れ、汚れたために被共済者が貸主(大家さん。以下同じとします。)に対して法律上の損害賠償責任を負わなければならない場合に、借家人賠償責任保障共済金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水道管の凍結による漏水等の事故は、被共済者にその責任があると認められる場合のみ、共済金をお支払いします。 	<p>損害賠償金から5,000円を控除した額をお支払いします。</p> <p>※1回の事故につき借家人賠償責任保障共済金額が限度となります。</p> <p>*貸主との間に訴訟等が必要となった場合、全国大学生協共済生活協同組合連合会から書面により同意を得た訴訟費用等については、上記の損害賠償金とは別にその費用をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者の故意 ●被共済者の故意、心神喪失、指図 ●改築、増築、取り壊し等の工事 ●被共済者と貸主の間で、損害賠償に関する特別の約定がある場合その約定により加重された賠償責任 ●貸主に借戸室を引き渡した後に発見された借戸室の損壊等 ●台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災 ●地震、噴火、これらによる津波 ●借戸室の欠陥、腐食、さび、かび、その他の自然の消耗等
家財の保障	<ul style="list-style-type: none"> ●共済期間中に発生した火災・落雷・破裂または爆発・建物の外部からの人為的災害・給排水設備や他の部屋からの漏水、放水、溢水による水ぬれ、風水害等の自然災害によって、借戸室内に収容されている被共済者の所有する家財が損害を受けた場合に、火災保障共済金をお支払いします。 ●火災保障共済金の対象となる家財は、被共済者の借戸室、借戸室と同一の建物区画内に所し、被共済者の所有する家財に限ります。 <p>△ご注意 次のものは家財保障の家財に含まれません。</p> <p>①通貨、有価証券、預貯金証書、ATMカード、クレジットカード等②定期券、航空券、パスポート等③稿本、設計書、図案等④貴金属、宝石、書画骨董等⑤船舶および自動車(自動車には自動二輪車および自動三輪車を含みます。◆原動機付自転車*)⑥動物および植物</p>	<p>損害額(再取得価額)をお支払いします。</p> <p>※ただし、火災保障共済金額が限度となります。また、修理・クリーニングが可能なものはその実費となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家財が全損(全焼、全壊)となったときは、臨時費用共済金として1回の事故につき、10万円をお支払いします。 ●損害の発生及び拡大の防止に必要、かつ有益な費用を損害防止費用共済金としてお支払いします。 ●損害が第三者の行為によるもので、損害賠償を受けた場合は、その賠償額を差し引いたうえで、共済金をお支払いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者、被共済者の故意、重大な過失、法令違反 ●家財の使用若しくは管理を委託された者、または被共済者の親族の故意 ●火災等、風水害等の際の紛失、盗難 ●戦争、内乱等のために発生した火災、風水害等による損害 ●地震、噴火、これらによる津波の損害
盗難家財保障	<p>共済期間中に発生した盗難事故(*)により、借戸室の中の被共済者所有の家財が盗取、き損、汚損した損害について盗難家財保障共済金をお支払いします。</p> <p>※スローカー行為による損害(*)を含みます。</p> <p>△ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所轄警察署への届出が必要です。 ●次のものは盗難家財保障の家財に含まれません。 ①有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、クーポン券、印紙、切手等②定期券、航空券、パスポート等③稿本、設計書、図案等④貴金属、宝石、書画骨董等⑤船舶および自動車(自動車には自動二輪車および自動三輪車を含みます。)*⑥動物および植物 	<p>損害額(再取得価額)をお支払いします。</p> <p>※ただし、盗難家財保障共済金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者、被共済者の故意、重大な過失 ●共済の目的物の使用または管理を委託された者、または被共済者の親族の故意。ただし、その者が被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 ●盗難事故発生時点で借戸室内に存在しなかった家財の損害 ●被共済者の所有でないものの損害 ●火災等、風水害等の際の盗難 ●地震、噴火、津波の際の盗難または紛失 ●戦争、革命、内乱等の事変、暴動、騒ぎ等の際の盗難 ●紛失
盗難現金保障	<p>共済期間中に発生した盗難事故(*)により、借戸室の中の被共済者所有の現金(通貨または預貯金証書)等が盗取された場合の損害について盗難現金保障共済金をお支払いします。</p> <p>※スローカー行為による損害(*)を含みます。</p> <p>△ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所轄警察署への届出が必要です。 ●預貯金証書の盗難は、預貯金口座から現金が引き出された場合に限ります。◆預貯金先への届出が必要です。 	<p>損害額をお支払いします。</p> <p>※ただし、盗難現金保障共済金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●盗難家財保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。
盗難借戸室修理費用保障	<p>共済期間中に発生した盗難事故(*)により、借戸室の中が破損、汚損、き損し借戸室の賃貸借契約にもとづいてご自身の費用で修理する場合、その修理費用について盗難借戸室修理費用保障共済金をお支払いします。</p> <p>※スローカー行為による損害(*)を含みます。</p> <p>△ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所轄警察署への届出が必要です。 ●盗難事故(*)以外の原因による借戸室の破損、汚損またはき損による損害は保障対象外です。 	<p>実費から5,000円を控除した額をお支払いします。</p> <p>※ただし、盗難借戸室修理費用保障共済金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●借戸室以外の修理費用 ●火災等、風水害などによる修理費用 ●地震、噴火、津波による修理費用 ●戦争、革命、内乱等の事変、暴動、騒ぎ等による修理費用 ●貸主に借戸室を引き渡した後に発見された借戸室の損壊等の修理費用 ●借戸室の欠陥、腐食、さび、かび、その他の自然の消耗等

用語の解説
<p>(*)「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故、及び「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項及び第4項に定める感染症をいいます。</p> <p>(*)「原動機付自転車」とは、「道路運送車両法施行規則」に定める排気量125cc以下の二輪車及び50cc以下の三輪以上の車両とします。</p> <p>(*)「盗難事故」とは強盗若しくは窃盗または、それらの未遂をいいます。</p> <p>(*)「スローカー行為による損害」とは、「スローカー行為等の規制等に関する法律」に定める行為等により、借戸室内の被共済者が所有する財物(現金を含む)の損害、および借戸室の破損、汚損、またはき損による損害をいい、「盗難事故」に含めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「契約者」、「被共済者」、「扶養者」の解説は「学生総合共済の制度概要」をご参照願います。